

農地の売買、贈与、賃借等の許可（農地法第3条）

農地の売買、贈与、賃借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、賃借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

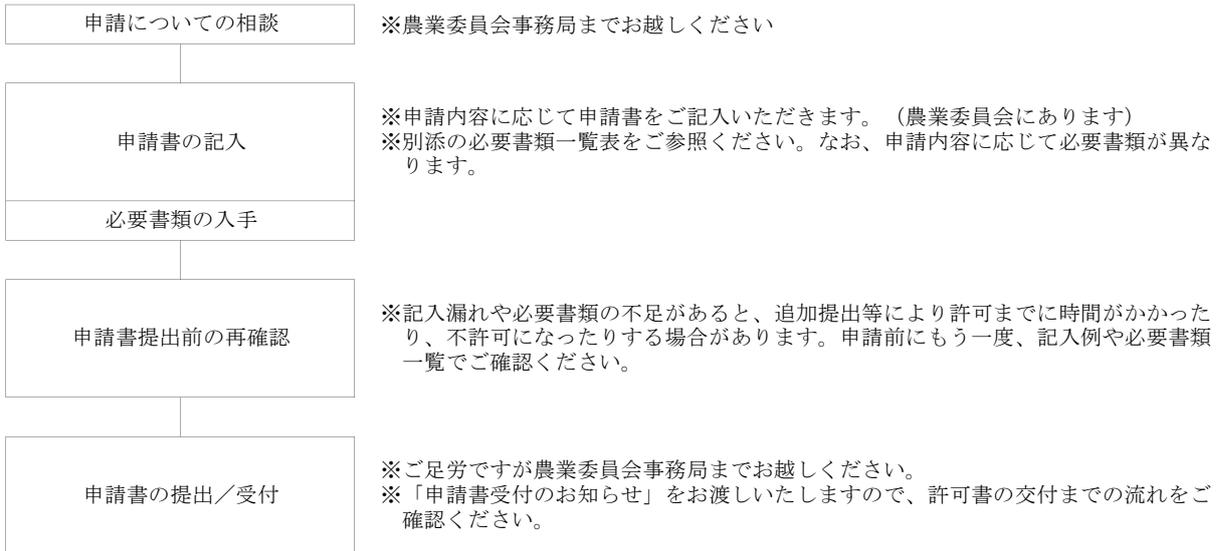
- ・今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・法人の場合は、*農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※農地所有適格法人とは、農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

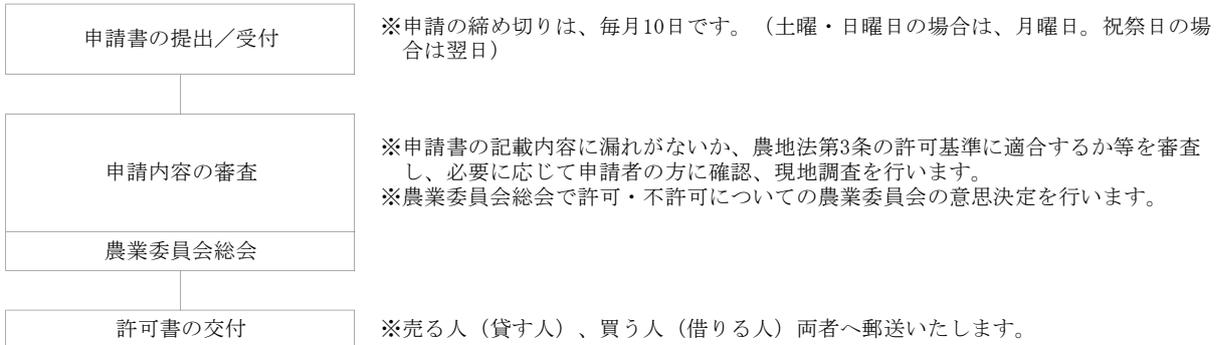
○農地法第3条許可事務の流れ

- ・農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

【申請者の方の流れ】



【農業委員会等の流れ】（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は30日です）



農地法第3条による許可申請書類一覧

農地として耕作目的のために売買する場合や賃借する場合等権利の設定や移転を行う場合、農業委員会の許可を受ける必要があります。

《申請に必要な書類》

	書類名	部数	関係機関
1	農地法第3条の規定による許可申請書 ※申請書、記入マニュアルは事務局に備え付けてあります。また、ホームページから様式をダウンロードできます。	3部	農業委員会
2	申請地の「登記事項証明書」 ※全部事項証明とする。	1部	法務局
3	印鑑（譲渡人あるいは貸人：実印、譲受人あるいは借人：認印可）		
4	譲受人の住民票（町外の住所の場合）	1部	町民課
5	譲受人の印鑑証明書	1部	町民課
6	(1) 権利（賃貸借権、使用貸借権）の設定、移転の場合 当事者双方の契約書（様式あり）	2部	農業委員会
7	(2) 譲受人が町外の方の申請の場合 住所地の農業委員会発行の耕作証明書	1部	農業委員会
8	(3) 生前一括贈与の場合 譲受人の戸籍抄本	1部	町民課
9	(4) 新規に農業を開始する場合 営農計画書（様式あり）	1部	農業委員会
10	(5) 代理人による申請の場合 代理権限を有することを証する委任状（様式あり） ※印鑑証明書添付	1部	農業委員会
法人	法人の定款、役員会の議事録、履歴事項全部証明書、印鑑証明書	各1部	

※注意事項※

- ①申請は原則、譲受人・譲渡人両者立会いのもとで行ってください。申請人が来られない場合には、委任状が必要です。
- ②申請農地について、賃借関係がないか、生前一括贈与による納税猶予の対象農地ではないか、農業者年金経営移譲年金の処分対象農地でないか等の制約を確認してください。

申請書の提出は、当月分として毎月10日までとし、可否（意見）の決定は、毎月25日頃開催される農業委員会総会に諮って決定となります。